

構成5団体のキャラクター



広報

かずさ水道

第4号

令和3年
10月1日

給水区域	給水人口(人)	普及率(%)
木更津市域	135,775	99.7
君津市域	81,016	99.4
富津市域	40,468	96.6
袖ヶ浦市域	63,223	98.5
4市域合計	320,482	99.0

(令和3年8月1日現在)

HPはこちら▶



発行 かずさ水道広域連合企業団 〒292-0834 千葉県木更津市潮見2丁目8番地 TEL.0438-38-3276 FAX.0438-25-1624

漏水発見にご協力をお願いします

昨年度、当企業団の給水区域内では、**1,291件**もの漏水が発生しています。漏水は大切な水が無駄になるだけでなく、道路陥没などの二次災害につながる恐れがありますので、早期発見と対応が重要です。

このような時はご連絡ください!

- 晴れているのに道路の表面がずっと濡れている。
- きれいな水が側溝に流れ続けている。

見つけたらすぐに、浄水2課 ☎ 0438-23-0743にお電話ください。
(24時間対応)



漏水音探査の様子

漏水調査を実施しています

当企業団では、漏水を早期発見するために、通年、調査を実施しています。

この調査では必要に応じて宅地内の給水管を調査させていただく場合がありますので、皆様のご協力をお願いします。



漏水が原因で陥没した道路



漏水の勢いは大変強いものです

道路の中では

水道工事(地震に強い水道管への取替え工事)のお知らせ

当企業団では、老朽化した水道管を地震に強い水道管に入れ替える工事を急ピッチで進めており、今年度も約40kmの管路の更新を予定しています。

水道工事に伴う騒音や振動、通行規制などご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

工事に関するお問い合わせは

- 問 工務2課 【木更津市域】☎0438-38-4914(工事1班)
【君津市域】☎0438-38-4919(工事2班)
【富津市域】☎0438-38-4923(工事3班)
【袖ヶ浦市域】☎0438-38-4987(工事4班)



工事を行う前には「水道管埋設調査」をお願いします

道路掘削や建物解体を行う際に水道管を破損してしまう事故が増えています。

掘削等を行う前に、工事照会による埋設調査を実施するようお願いいたします。

問 浄水2課 ☎0438-23-0743

災害に備えて「飲料水の備蓄」と「生活用水の確保」をしましょう!

飲料水の備蓄

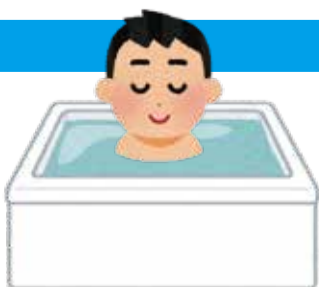
私たちが生命を維持するために必要な飲料水の量は、「1日1人あたり3リットル」といわれています。

いざというときに備えて、3日分を目安として、日ごろからご家族の人数分の飲料水を備蓄しましょう。



生活用水の確保

断水したときは、飲料水だけでなく洗濯やトイレ等に使用する生活用水も必要となります。お風呂の残り湯は、ため置いて、災害時の生活用水として確保しましょう。



~水道水の備蓄(くみ置き)の方法~

- ①清潔でフタのできる容器の口元一杯まで水道水をいれて、冷暗所で保管してください。
- ②水道水に含まれている塩素の殺菌効果は冬場で1週間、夏場で3日間程度なので、定期的に入れ替えてください。
- ③くみ置きしてあった水は、掃除や洗濯等に使用しましょう。

問 工務1課 ☎0438-38-4605



災害や漏水による断水の時などに活躍する給水車を新しくしました!

問 浄水2課 ☎0438-23-0743

「漏水・断水」などの緊急情報は公式Twitterから (@kazusa_kouiki)



給水装置はお客様の財産です

道路に埋設されている水道本管から皆様のご家庭まで引き込まれている給水管・メーターボックス(水道メーターは貸与品)・水道の蛇口などの給水装置はお客様の財産です。

● 宅地内の漏水が増えています

漏水を放置すると、建物を傷めたり、事故の原因となる場合がありますので、定期的に水道メーターを確認し早期発見に努めましょう。

● 漏水の確認方法

宅内の蛇口をすべて閉めた状態で、メーターボックス内の水道メーターにある銀色の円盤(パイロット)が回っていれば、宅地内のどこかで漏水しています。

このような場合は、「かずさ水道広域連合企業団 指定給水装置工事事業者」に至急相談してください。

また、修理までの間に水道を使わない場合は、メーターボックス内にあるハンドルを右に回して水を止めると、漏水量を減らすことができます。

※集合住宅など建物によってはメーターボックスがないところもあります。



水道工事の依頼は 指定給水装置工事事業者へ

漏水修繕工事は、法令に基づく指定を受けた指定給水装置工事事業者が行うことになっております。

新築・増築・取り壊しなどの際に、水道工事を行うときも、同様に指定給水装置工事業者に依頼してください。



▲指定給水装置工事事業者リストはこちらから

問 工務2課 給水装置班 ☎0438-38-4609



凍結から給水管を守りましょう

気温がマイナス4度以下になると、水道管の中の水が凍り、破裂することがあります。

● 次のような給水管は特に注意!

家の北側などの日の当たらない場所にある水道管や風当たりの強い場所にある水道管などは、凍りやすいので気を付けてください。

また、これ以外でも屋外でむき出しになっている水道管には特に注意してください。



● 給水管の凍結予防方法

(寒い冬の夜は、凍結を予防するため、次のような措置をとってください。)



- ①むき出しになっている水道管や蛇口に、保温材・古い毛布・布きれなどを巻き付け、その上からビニールテープなどを巻きつけてください。
- ②水道メーター凍結防止のため、古い毛布やタオルをメーターボックスに詰めてください。

問 浄水2課 ☎0438-23-0743

受水槽の清掃・点検について

受水槽(小規模受水槽水道)の管理は、飲用井戸等衛生対策要領(昭和62年1月29日衛水第12号厚生省生活衛生局長通知)により建物の所有者または管理者が行うことになっております。

色や味、においなどに注意して、異常があれば検査業者(水道法に基づく厚生労働大臣の登録水質検査機関など)に依頼し水質検査をしましょう。

維持管理のために行っていただきたいこと

水槽の清掃: 1年以上の間隔を置かず定期的にいきましょう。

施設の点検: マンホールのふたの施錠、亀裂の有無、防虫網などの点検を定期的に行いましょう。

定期検査: 管理状況について1年に1回定期的に検査業者(水道法に基づく厚生労働大臣の登録検査機関など)に依頼しましょう。

※10立方メートルを超える受水槽を設置する場合または50人以上が使用する受水槽を設置する場合は、水道法及び君津都市広域市町村圏事務組合小規模水道条例により届出が必要になることがありますので下記事務所までご相談ください。

問 君津都市広域市町村圏事務組合 ☎0438-25-6121

平成31年3月以前の 水道料金のお支払いについて

平成31年3月以前に木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市が発行した納入通知書では水道料金をお支払いいただくことができません。

新たに納入通知書を発行いたしますので、下記「水道料金のお問い合わせ先(市域別)」にご連絡ください。

水道料金のお問い合わせ先(市域別)

- 水道料金のお支払い
- 水道の使用開始、中止の申込み
- その他、水道料金に関するお問い合わせなど

木更津営業所【木更津市域】

木更津市潮見2丁目8番地 ☎0438-23-0741

君津営業所【君津市域】

君津市西坂田4丁目1番18号 石崎ビル2F ☎0439-57-0076

富津営業所【富津市域】

富津市亀田218番地(亀田浄水場内) ☎0439-66-1111

袖ヶ浦営業所【袖ヶ浦市域】

袖ヶ浦市奈良輪2丁目7番地13 ☎0438-60-1488

営業日

月曜～土曜、午前8時30分～午後5時15分
(※日曜、祝日、年末年始は休業)

小櫃川をきれいにしよう

当企業団では、小櫃川の水を浄水場で高度処理し、安心して飲める良質な水道水を供給しています。そのため、定期的に、河川の水質状況を監視しています。

河川水の汚れの主な原因は、台所や風呂・トイレなどから出る生活排水のほかに、産業系の排水、森林や流域の土地から流れ出る自然由来によるものがあります。

皆様の飲み水となる大切な宝物、小櫃川をきれいにしていきたいと思います。



問 浄水1課 ☎0438-98-0921

ニセ水道職員・悪質訪問にご注意を!

当企業団及び委託業者は、お客様に対して物品の販売や工事契約の勧誘などの営業行為はいたしません。不審に思ったら、①身分証を確認 ②勝手に作業をさせない ③当企業団へ連絡 ④被害にあったら警察署や消費者センターに相談をお願いします。

問 総務企画課 ☎0438-25-1621